

# 風除け構造物撤去工

制定・改定日 2023.11.9

項 目	内 容	留 意 事 項
ケーブル位置確認及び明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・露出ケーブルの確認(図面・位置図にて位置を特定)</li> <li>・ピンクテープ及びスプレー等にてケーブル位置を明示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>光通信ケーブル等近接工事 施工計画書の確認</b></li> </ul>
準 備 工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業打合せ(KY活動)</li> <li>・規制及び作業内容等の確認</li> <li>・保護具の確認</li> <li>・使用機械、照明器具、資材、工具の点検</li> <li>・露出ケーブルの保護</li> <li>・足場の組み立て</li> <li>・下草、支障木を取り除き、安全に施工できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全打合せ書により確認及びKY活動実施</li> <li>・作業員全員への周知徹底(埋設物等含む)</li> <li>・作業別安全チェックシートの活用</li> <li>・作業車の安全装置の確認</li> <li>・作業にあった適切な保護具の着用をする</li> <li>・<b>ケーブル等近接作業 施工計画に基付き作業を行う</b></li> </ul>
風除け構造物撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業方法・作業手順・作業分担を確認する。</li> <li>・ケーブル付近の支柱とトタンを先に取り外し、風除け構造物が落下した場合のケーブルへ接触を防ぐ</li> <li>・鉄筋を撤去する際には、インパクトドライバーを用いてボルトを取り外すことを前提とするがボルトが欠損しインパクトドライバーでの取り外しが困難な場合は、サンダー等で鉄筋を切断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業にあった適切な保護具の着用をする。</li> <li>・架空線・埋設物等を保護カバーとコンパネを使用し防護する。</li> <li>・サンダー等で鉄筋を切断する場合は、ケーブルとの離隔に十分注意した上で慎重に作業を行う。</li> <li>・保護具の着用</li> <li>・<b>ケーブル等近接作業 施工計画に基付き作業を行う</b></li> </ul>
後片づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足場の撤去</li> <li>・現場内および周辺に残材が残らぬよう清掃する。</li> <li>・使用した資機材をトラックに積み込む。</li> <li>・清掃終了後は、責任者が必ず現場を確認し撤収する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用した道具等は、現場に忘れ物が無いように確認する。</li> <li>・荷台などに資機材の置き忘れがないか確認する。</li> <li>・車両からの飛散防止対策(ネット、資機材の固定)がされているか確認する。</li> </ul>

業編成(標準)	機 材		資 材		安全器具・保護具		
作業責任者	1	名	ダンプトラック(10t)	発電機	かご枠	ヘルメット	切創手袋
現場監視員	1	名	ダンプトラック(4t)	電工トラム	中詰め材	反射(自発光)チョッキ	消火器
作業員	3	名	クレーン付きトラック(4t)	デスクグラインダー	小口止めブロック	警笛	墜落制止用器具
夜間規制監視員		名	バックホウ0.45m3	5tトラッククレーン	法面植生材	保護カネ	
			振動ローラー	投光器	落石防止網	防塵マスク	

※現場で作業手順を変更する場合は作業を中止し、作業責任者からメンテ名古屋屋担当者に報告・相談する。

## ■注意事項(共通の指導事項)

- 1.機械作業・足場の組み立ては、有資格者が必ず行う。(免許・資格証は必ず携帯する)
- 2.機械の操作方法、安全装置の確認を充分行うこと。
- 3.作業に合った保護具を使用する。(保護カネ・防毒・防塵マスク・耐切創用手袋等)
- 4.消火器を設置する。
- 5.一人作業の禁止
- 6.手持ち式振動工具については取扱を十分理解し、使用する。
- 7.作業で使用しない工具は、発電機を切るかコンセントを抜き、誤作動がおこらないようにする。

## ■条件

- ①5m以下は「胴ベルト型」の使用も可能とするが、新基準適用のものを使用するものとする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合は、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- ②作業床があり、囲い、手すり等を設けている箇所では作業する場合には、「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。
- ③ブーム式高所作業車を用いて作業を行う場合には、5m以下のみの作業「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合には、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- ④巻き取り式ランヤードについては、「第2種」の使用も可能とするが、5m以下でしようする場合には、落下時に地面に到達しない場合にフックが取付可能なことを必ず確認のうえ、使用するものとする。